



### 3 エコ住宅設備の設置

下記の住宅設備の設置工事に対し、設備の種類に応じたポイント数を加算  
(同じ種類の設備を複数設置しても1設備分のみのポイント加算となります)

<p><b>節水型トイレ</b></p> <p>規定水量以下で洗浄することができる大便器</p>  <p><b>16,000ポイント/戸</b> (6の掃除しやすいトイレとの重複は不可)</p>	<p><b>高断熱浴槽</b></p> <p>専用フロふたなどがセットの高断熱浴槽</p>  <p><b>24,000ポイント/戸</b></p>	<p><b>節湯水栓</b></p> <p>手元止水・水優先吐水等の機能を有する水栓</p>  <p><b>4,000ポイント/戸</b></p>	<p><b>高効率給湯機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)</li> <li>潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)</li> <li>潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)</li> <li>ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)</li> </ul> <p><b>24,000ポイント/戸</b></p>	<p><b>太陽熱利用システム</b></p> <p>屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置 ※太陽光ではありません</p> <p><b>24,000ポイント/戸</b></p>
--	--	--	--	--

### 4 バリアフリー改修

下記の改修工事に対し、工事の種類に応じたポイント数を加算  
(同じ種類の工事を複数箇所実施しても1工事分のみのポイント加算となります)

<p><b>手すりの設置*</b></p> <p>トイレ、浴室、洗面所、玄関、廊下、階段等</p>  <p><b>5,000ポイント/戸</b> ※原則、「バリアフリー改修促進税制における施工対象」が次世代住宅ポイント制度の対象となります</p>	<p><b>段差解消*</b></p> <p>屋外の出入口、浴室、脱衣室、トイレ等</p>  <p><b>6,000ポイント/戸</b></p>	<p><b>廊下幅等の拡張*</b></p> <p>車いすで容易に移動するために通路幅・出入口幅を拡張</p> <p><b>28,000ポイント/戸</b></p>	<p><b>ホームエレベーターの新設</b></p> <p>戸建て住宅または共同住宅の専有部分に新設する工事</p> <p><b>150,000ポイント/戸</b></p>	<p><b>衝撃緩和畳の設置</b></p> <p>新設または入替えにより、4.5畳以上を設置する工事</p> <p><b>17,000ポイント/戸</b></p>
--	---	--	--	--

### 5 耐震改修

**150,000ポイント/戸** 対象となる耐震改修工事にポイントを発行

### 6 家事負担を軽減する設備の設置

下記の住宅設備の設置工事に対し、設備の種類に応じたポイント数を加算  
(同じ種類の設備を複数設置しても1設備分のみのポイント加算となります)



<p><b>ビルトイン食器洗機</b></p>  <p><b>18,000ポイント/戸</b></p>	<p><b>掃除しやすいレンジフード</b></p>  <p><b>9,000ポイント/戸</b></p>	<p><b>ビルトイン自動調理対応コンロ</b></p>  <p><b>12,000ポイント/戸</b></p>
<p><b>浴室乾燥機</b></p>  <p><b>18,000ポイント/戸</b></p>	<p><b>掃除しやすいトイレ</b></p>  <p><b>18,000ポイント/戸</b> (3の節水型トイレとの重複は不可)</p>	<p><b>宅配ボックス</b></p>  <p><b>10,000ポイント/戸</b> (住戸専用の場合) <b>10,000ポイント/ボックス</b> (共用の場合) ※共用の宅配ボックスは、設置するボックス数(20を上限とする)に応じてポイント数を発行</p>

### 7 リフォーム瑕疵保険への加入

**7,000ポイント/契約**

対象：国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取扱うリフォーム瑕疵保険または大規模修繕瑕疵保険

### 8 インспекションの実施

**7,000ポイント/戸**

対象：2018年12月21日以降に、既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が基準に従って行う建物状況調査であること / ポイント発行申請者が費用負担していること / 共同住宅の場合は住戸型のインスペクションであること

### 9 若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定規模以上のリフォーム

**100,000ポイント/戸**

対象：若者・子育て世帯が自ら居住することを目的に購入した既存住宅であること / 売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること / 税込100万円以上のリフォーム工事を行うこと

※リフォーム工事の内容は1~6に該当しないものも含みます